

「子育て世帯への臨時特別クーポン券」を配布

市は、子育て世帯を対象に、市内で使える5万円分のクーポン券を1月中旬から発送します。これは、国の経済対策を受け、子育て世帯の生活支援と地域経済の活性化の2つを目的に行うものです。今回では、クーポン券の概要などをお知らせします。また、クーポン券が使用できる取扱店も募集します。お問い合わせは、クーポン券や取扱店については産業政策課（☎321・1255）へ、対象については子ども家庭課（☎321・1247）へ。



子育て世帯と市内経済を支える5万円分のクーポン券

市は、18歳以下の子どもがいる世帯を対象に、子ども1人あたり10万円相当の臨時特別給付を行います。これは、国の新型コロナウイルス感染症の経済対策を受けて実施するもの。まずは5万円を給付金として支給し、残りの5万円分は市内の約3000店舗で使えるクーポン券として支給します。家計の負担が増えている子育て世帯を支援するとともに、市内でクーポン券を使ってもらい、売り上げが落ち込んでいる商店を応援。市内経済の活性化につなげます。

市は、昨年12月から、先行して給付金5万円の支給を進めています。1月中旬からはクーポン券5万円分を、対象となる人に順次、簡易書留で発送します。発送時期は、給付金の支給時期によって異なります。詳しくは、左ページを参照してください。

市ホームページ



子育て世帯の皆さまへ 市内店舗で7月31日(日)まで使用可能 クーポン券を1月中旬から発送

クーポン券は、子ども1人につき5万円分（1,000円券×50枚）で、使用期間は7月31日(日)までです。取扱店は現在約3,000店舗で、店に張られたポスター

（右記）が目印です。取扱店は、市ホームページで確認できます。

対象は18歳以下の子どもがいる人。給付金の振り込み後に順次発送

対象は、次の全てに当てはまる人①平成15年4月2日～令和4年3月31日生まれの子どもを養育している②令和3年度（令和2年分）の所得が、児童手当の所得制限未満——です。子ども1人当たり月額5,000円の特例給付を受けているなど、児童手当の所得制限以上の所得がある人は、対象になりません。詳しくは、市ホームページで確認してください。クーポン券の支給に、改めての申請は必要ありません。発送時期は、先に行われる給付金5万円の支給時期によって異なります。給付金が昨年12月22日

までに振り込まれた人には、1月中旬から発送。それ以外の人には、給付金の振り込み後に順次発送します。**高校生相当の子どもがいる人と公務員は給付金の支給に申請が必要な場合があります** 高校生相当の子どもを養育していて児童手当を受給していない人と、公務員は、給付を受けるには申請が必要です。対象と思われる人に、1月上旬までに申請書を発送します。所得制限などを確認し、申請してください。審査後、給付金の振り込みとクーポン券の発送を順次行います。

店舗を営む皆さまへ さまざまな業種が参加できます クーポン券の取扱店を募集中です

市内に店舗や事業所のある事業主の皆さんは、取扱店として参加できます。登録料や手数料はかかりません。業種によっては参加できないものがあります。詳しくは、産業政策課にお問い合わせください。
●小売業＝制服・かばん・文房具、食料品、衣料品、日用雑貨、本、家電、コンビニ、ガソリンスタンド、自転車など
●飲食業＝飲食店、喫茶店、居酒屋など
●サービス業＝学習塾・習い事、理・美容、クリーニ

ング、エステ、スポーツクラブ、タクシーなど
●その他＝リフォーム、造園、建具、内・外装工事、防水工事、電気工事など
「子育て応援商品券」と「おでかけ食事券」の取扱店に通知を送付
市が行っている「子育て応援商品券」と「おでかけ食事券」を取り扱う店舗には、12月下旬に参加案内の通知を発送しました。詳しくは、通知を確認してください。

取扱店の申し込みは、郵送かEメールで行えます

申し込みは、市ホームページから「取扱店登録申請書」をダウンロードして記入し、〒370-8501 高崎市役所 産業政策課へ。Eメール（sangyou@city.takasaki.gunma.jp）でも申し込みできます。申請書は、市役所13階同課でも配布しています。
●店舗ごとに申請してください

●飲食店は飲食営業許可証の写しを申請時に提出してください
取扱店になったら
市から、ポスターや取扱店証明書、口座振替依頼書などを発送します。ポスターは、店舗の入り口など外から目立つ所に掲示してください。